

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
融資制度						
A-1	<日本政策金融公庫> 新型コロナウイルス対策特別貸付 無利子（3年間）・無担保	法人 個人事業主	新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りの厳しい中小企業や個人事業主を支援する政策の下、貸付を行う。 金額：6000万円（運転資金または設備投資用途） 返済期間：設備投資 20年以内/ 運転資金 15年以内 対象：直近1ヶ月の売上が前年または前々年同期と比べて5%以上減少している方	お近くの日本政策金融公庫 (窓口一覧をご確認下さい) https://www.meti.go.jp/COVID-19/sodan_madoguchi.html	当面の間受付終了の案内なし	https://www.ifc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html
A-2	<信用保証協会> 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	法人 個人事業主	信用保証協会が保証を付与して金融機関から融資を受ける制度。 金額：2億8000万円 返済期間：設備投資 15年以内/ 運転資金 10年以内 対象：直近3ヶ月の売上実績または今後3ヶ月の売上見込が令和元年12月以前の直近同期と比べて5%以上減少している方	お取引のある金融機関 都市銀行、地方銀行、信用金庫等	当面の間受付終了の案内なし	https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html
A-3	<商工組合中央金庫> 新型コロナウイルス感染症特別貸付	法人 個人事業主	金額：上限3億円 返済期間：設備投資 20年以内/ 運転資金 15年以内（いずれも据置5年以内） 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方	お近くの商工中金 (窓口一覧をご確認下さい) https://www.meti.go.jp/COVID-19/sodan_madoguchi.html	当面の間受付終了の案内なし	https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html
A-4	日本政策金融公庫、信用保証協会、商工中金では上記以外の融資制度もございます。詳細は右記HPをご確認下さい。					https://www.meti.go.jp/COVID-19/pdf/shikinguri_list.pdf
A-5	<地方銀行・信用金庫> 無利子・無担保融資(仮)	法人 個人事業主	(緊急経済対策で協議中) 政府系金融機関の融資相談の混雑を背景に、民間金融機関でも同様の融資を実施して速やかな資金供給行う。 —	地方銀行・信用金庫など	協議中 5月上旬頃決定予定	
A-6	市区町村等地方自治体を窓口とする融資	法人 個人事業主	東京23区など、都道府県・市区町村が独自の融資制度を用意している自治体もある。 限度額・返済期間・無利子・無担保などの条件は自治体により異なる。 —	事業所所在地の市区町村役所	各自治体にご確認下さい	各都道府県・市区町村HPをご確認下さい
給付金・助成金						

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-1	持続化給付金	法人 個人事業主	<p>感染症拡大により著しい売上の減少など大きな影響を受ける事業者の事業継続を支援する目的の給付金制度。</p> <p>令和2年1~12月のうち、1ヶ月でも売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業・個人事業主に対し給付。</p> <p>上記減少が複数月に渡る場合、事業者が任意の月を選択する。</p> <p>給付額 = (前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比-50%月の売上 × 12か月)</p> <p>給付上限額は、法人：200万円、個人事業者等：100万円</p>	経済産業省	協議中 4月最終週を目途に確定・公表予定	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf
B-2	雇用調整助成金	法人	<p>コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対し、労働者の雇用の維持を図るために「雇用調整(休業)」を実施する事業者を対象に、従業員給与の総額のうち一定の割合を支給する。</p> <p>最近1ヶ月間の売上高や生産量などが前年同月比5%以上減少している場合が対象。</p> <p>助成率：(一般) 中小企業：4/5 大企業：2/3 (解雇などを行わない場合) 中小企業：9/10 大企業：3/4</p>	厚生労働省 (雇用調整助成金ガイドブックをご確認下さい)	実施中 提出期間:4/1~6/30 計画届を事前申請するが、事後申請でも可。 (管轄の労働局またはハローワーク)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
B-2-1	雇用調整助成金 (休業手当の支払率60%超の部分の助成率を10/10に拡充する特例)	法人	<p>休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。 4/8以降の休業等に遡及して適用する。</p> <p>1.都道府県から休業等要請を受けている中小企業で、解雇等を行わず雇用を維持している場合 2.労働者に対して100%の休業手当を支払っている事 3.上限額(8330円)以上の休業手当を支払っている事</p>	https://www.mhlw.go.jp/content/000611773.pdf	5月上旬頃発表予定	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11041.html

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-3	小学校休業等対策助成金 (法人対象)	法人	<p>小学校が臨時休業した場合、または子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した場合等、その学校に通う児童の保護者がやむを得ず休暇を取得した場合の収入の減少を補うべく正規雇用・非正規雇用問わず年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業に対する助成金。 特別有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額を全額支給する。</p> <p>上記の原因で特別有給休暇を取得させた場合 助成金：従業員1人当たり 上限：8330円/日</p>	<p>厚生労働省 問合せ先：学校休業助成金・支援等、雇用調整助成金コールセンター TEL: 0120-60-3999</p>	<p>受付中 申請期間：4/15～9/30 対象期間：2/27～6/30までに取得した休暇分</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</p>
B-4	小学校休業等対策支援金 (受託を受けて個人で仕事される方対象)	フリーランスの方	<p>小学校が臨時休業した場合、または子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した場合等やむを得ない事情で、その学校に通う児童の保護者が契約した仕事ができなくなったフリーランスの方へ支援金を支給する。</p> <p>上記の原因で契約した仕事を受けることができなくなった場合。 支援金：委託を受けて個人で仕事される方 定額：4100円/日</p>			<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p>
B-5	働き方改革推進支援助成金 「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」	法人	<p>新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規に導入する中小企業事業主を対象に、テレワーク用通信機器の導入・運用等の取組を行い、その対象経費の1/2（上限：100万円）を助成する。</p> <p>2/17～5/31の対象期間中にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>受付中 申請期間：4/1～5/29</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/jikan/yokubaisikitelework.html</p>
B-6	<東京都> 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金	法人 個人事業主	<p>感染症の拡大防止および緊急時の事業継続対策として在宅勤務等を可能とする情報通信機器等の導入のための助成金。該当する物品の購入資金全額が助成対象となる。 (助成率：購入金額の全額 上限：250万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等 ・都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していること ・支給決定日以後に発注・契約したもので6/30までに完了する取組 	<p>(財)東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 TEL: 03-5211-2397</p>	<p>受付中 申請期間：3/6～5/12 (提出は郵送のみ)</p>	<p>https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html</p>

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-7	国民年金保険料免除	国民年金被保険者	国民年金保険料の免除 失業、事業の廃止、または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合	お近くの年金事務所		https://www.nenkin.go.jp/os/hirase/taisetu/2020/202003/20200312.html
B-8	厚生年金保険料の猶予	法人 個人事業主	原則1年以内の期間に限り、保険料の猶予が認められる。 経営状況の悪化により一時的に厚生年金保険料等の納付が困難な場合	管轄の年金事務所		https://www.nenkin.go.jp/os/hirase/taisetu/2020/202003/20200304.html
B-9	児童手当	個人	児童手当を受給する世帯に、児童1人当たり1万円を上乗せ支給する。 未定			
B-10	国民1人当たり10万円の一律支給（仮）	個人	所得制限を設けず、国民1人当たり一律10万円を給付する。 未定		—	
B-11	<東京都> 業態転換支援事業	法人 個人事業主	外出自粛や飲食店の休業・短縮営業が進むなかで、新たに宅配サービス・テイクアウト・移動販売などを行う飲食業者に対し対象経費の一部（最大100万円）を助成する。 1.東京都内で飲食業を営む中小企業者・個人事業主（都内に本店又は支店の所在が確認できること） 2.新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める場合	東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当 TEL: 03-5822-7232	受付中 申請期間：4/23～ （左記担当宛に郵送）	https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/iousei/jigy/0/conversion.html
B-12	<東京都> 感染拡大防止協力金	法人 個人事業主	4/11～5/6までの期間中、遊興施設・教育機関・展示施設や商業施設など休業の要請に応じた施設、また飲食店などの営業時間短縮の要請に応じた店舗は1事業者1拠点あたり50万円、複数拠点ある場合は100万円の協力金を支払う。 対象:東京都より休業・営業時間短縮を要請された施設であって、少なくとも4/16～5/6までの期間中、要請に応じた施設 支給額：50万円（対象施設が2店舗以上の場合は100万円）	東京都緊急事態措置相談センター TEL: 03-5388-0567	受付中 申請期間：4/22～6/15 （ポータルサイトよりオンライン申請又は郵送） ※税理士等確認制度あり	https://www.sangyoro.metro.tokyo.jp/attention/2020/0415_13288.html https://www.tokyo-kyugyo.com/
B-13	<神奈川県> 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金	法人 個人事業主	4/11～5/6までの期間中、神奈川県の協力要請に応じ、営業短縮を行った場合は一律10万円、休業を行った場合は下記要件の条件に応じ10万円から30万円の協力金を支払う。 対象:神奈川県より休業・営業時間短縮を要請された施設であって、少なくとも4/24～5/6までの期間中、要請に応じた施設 支給額：10万円（休業した場合は県内の賃借事業所数につき、1か所10万円加算で最大2か所20万円の加算）	神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課 TEL: 045-285-0536 TEL: 050-1744-5875	受付中 申請期間：4/24～6/1 （県HPよりオンライン申請又は郵送）	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus-kyorvokukin/index.html

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-14	<千葉県> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等への支援	法人 個人事業主	県内の貸借事業所数に応じて支給する。 貸借事業所なし：10万円 / 1ヶ所：20万円 / 複数：30万円 県内に事業所のある中小企業(個人事業主を含む)である事。 売上が前年比50%以上減少している事。 少なくとも4/22～5/6(予定)の期間中、県の休業要請に応じている事。	商工労働部経済政策課政策室 TEL: 043-223-2703	申請期間、支給方法は決定次第公表	https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/tyushoshien.html
B-15	<千葉県 市川市> 事業者緊急支援事業臨時給付金	法人 個人事業主	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置を講じる事業者に対し、上限20万円の給付金を交付する。 令和2年4月1日時点において市内に主たる事業所または事務所を有する中小企業者または個人事業主で、4/1～8/31までの間に下記の取り組みを実施または予定する場合。 ① 休業または短縮営業 ② 感染症拡大防止に関する取り組み	事業者緊急支援事業臨時給付金担当 TEL: 047-370-3604 TEL: 047-370-3605 TEL: 047-370-3606	受付中 申請期間：4/22～8/31 (提出は郵送のみ)	https://www.city.ichikawa.lg.jp/eco01/1111000203.html
B-16	<千葉県 市川市> 減収対策緊急支援給付金	個人	感染症に起因して収入が減少した家計収入を支援し、市民生活・経済へのダメージを最小にするための独自の給付金制度。下記要件対象者には令和元年度分住民税相当額を支給する。 下記①～③のすべてを満たす方 ①令和元年度の住民税を同市に納付した方で、令和2年1月1日に同市に住所を要する方 ②平成30年中の給与収入が500万円以下かつ総所得金額等が350万円以下の方 ③令和2年2月1日の主たる収入が給与所得もしくは事業所得で、令和2年2月から6月のうち1ヶ月の主たる収入(給与は支払額、事業は売上額)が、令和元年の同月と比較して2割以上減収となっている方	市川市 新型コロナウイルス対策コールセンター TEL: 047-712-8661	受付中 受付期間：4/22～8/31 (提出は郵送のみ)	https://www.city.ichikawa.lg.jp/res01/1111000135.html
B-17	<千葉県 野田市> 新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力のお願及び飲食店等に対する協力金	法人 個人事業主	市内で飲食店を営む個人事業主の方を対象に10万円を支給する。 対象となる飲食店には野田市から案内が届く。	自然経済推進部 商工観光課 TEL: 047-123-1085		https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/1012128/1025858.html

新型コロナウイルスに関する「融資」「助成金」「税制」 一覧表

No.	制度	対象	概要	窓口	申請期間	参照HP
			要件			
B-18	<埼玉県> 埼玉県中小企業者・個人事業主支援金	法人 個人事業主	県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業している場合に20万円または30万円の支援金を支給する。	中小企業等支援相談窓口 TEL: 048-830-8291	申請期間：5/7～ (県HPよりオンライン申請予定)	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html
			業種に限定なく、4/8～5/6までの期間中、定休日や臨時休業日も含み7割(20日間)以上休業した場合。			
B-19	<埼玉県> 埼玉県業種別組合応援金	組合	感染症の影響を緩和するための適切な事業を実施する業種別組合を支援する目的で500万円を支給する。	未定	詳細は、補正予算成立後に公開予定	
税制措置						
C-1	テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(案)	法人	テレワークに必要な設備投資を経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した場合、下記のいずれかの優遇が適用される。 A.設備の即時償却 B.設備投資額の7%(資本金が3000万円以下の法人は10%)の税額控除 青色申告事業者	国税庁 中小企業庁	—	https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure4.pdf
C-2	納税を猶予する特例制度	法人 個人事業主	国税・地方税・社会保険料の納付が1年間猶予される。 令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減となった事業者	国税庁 日本年金機構	—	https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
C-3	申告所得税等の納付期限の個別指定による期限延長手続き	個人事業主	4月16日以降であっても個別に申告期限の延長の取り扱いが可能となる。 コロナウイルス感染症の影響により申告書の作成や確定申告会場への訪問が困難な場合	国税庁	—	https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf
C-4	欠損金の繰戻しによる還付の特例 (対象拡大資本金10億円以下の法人)	法人	青色申告事業者において当期に発生した欠損金を前期に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度を資本金1億円超10億円以下の法人まで拡大して適用対象とする。 青色申告事業者 (大規模法人の100%子会社やグループ内の大規模法人がすべての株式を保有している場合を除く。)	国税庁	—	https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf